退職金専用定期預金「セカンドストーリー」

１４

令和７年２月１日現在適用中

<table>
<tr><td rowspan="2">１</td><td rowspan="2">商品の名称</td><td colspan="3">退職金専用定期預金「セカンドストーリー」</td></tr>
<tr><td>スーパー定期</td><td>スーパー定期３００</td><td>大口定期預金</td></tr>
<tr><td>２</td><td>取引対象先</td><td colspan="3">・個人のお客様で退職金をお受取り後１年３ヵ月以内の方</td></tr>
<tr><td>３</td><td>預入期間</td><td colspan="3">・３年、５年の自動継続扱いとなります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４</td><td>預入⑴預入方法</td><td colspan="3">・一括お預け入れです。</td></tr>
<tr><td>⑵預入金額</td><td>・１００万円以上３００万円未満で退職金のお受取り金額の範囲内</td><td>・３００万円以上１，０００万円未満で退職金のお受取り金額の範囲内</td><td>・１，０００万円以上で退職金のお受取り金額の範囲内</td></tr>
<tr><td>⑶預入単位</td><td colspan="3">・１円単位</td></tr>
<tr><td>５</td><td>払戻方法</td><td colspan="3">・満期日以後に一括してお支払いします。</td></tr>
<tr><td>６</td><td>利息⑴適用金利

⑵利払方法
⑶計算方法</td><td colspan="3">・固定金利
・お預け入れ時において
＜退職金のお預入れの方＞
・３年　・・・・・　０．５０％（税引き後０．３９８％）
・５年　・・・・・　０．６０％（税引き後０．４７８％）
＜退職金のお預け入れと年金のお受取りを指定された方＞
・３年　・・・・・　０．６０％（税引き後０．４７８％）
・５年　・・・・・　０．７０％（税引き後０．５５７％）

・自動継続後の利率は、継続日における各定期預金の店頭表示の利率を適用します。
・スーパー定期預金は、満期日以後に一括してお支払いします。
・大口定期預金は、中間利払日（お預け入れ日から満期日の１年前の応当日までに到来するお預け入れ日の１年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。
なお、中間利払日にお支払いするお利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×７０％）により計算します。
・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で行います。</td></tr>
<tr><td>７</td><td>税金</td><td colspan="3">・お利息は源泉分離課税となり、２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。
ただし、マル優をご利用された場合を除きます。
※平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。</td></tr>
<tr><td>８</td><td>手数料</td><td colspan="3">・不要です</td></tr>
<tr><td>９</td><td>付加できる特約事項</td><td colspan="3">・「総合口座」の担保とすることができます。
貸越利率は担保定期預金の約定金利に０．５％上乗せした利率が適用されます。
・マル優のご利用ができます。</td></tr>
</table>

10	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください
12	苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（９時～１７時３０分　電話：０１２０－９３９－８５３）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（９時～１７時　電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13	その他参考となる事項	・上記「６」における「年金のお受取りを指定された方」とは、当金庫に年金受取の予約または手続きをされた方、および現在当金庫で年金の受取りをしてみえる方をいいます。 ・本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・新規でのお取引もしくは営業担当者、テラー担当者等金庫職員が家族構成、退職した事実等を十分把握していない場合においては、「退職所得の源泉徴収票」「退職金が振り込まれたことを確認する書類等（預金通帳の写しなど）により確認させていただく場合があります。 ・金利環境等の変化により、金利等のお預入れ内容の変更やお取扱を中止させていただく場合があります。 ・その他のお取り扱いは、各定期預金のお取り扱いに準じます。